

平成30年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年6月29日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第92号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第93号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第4	議案第94号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第5	議案第95号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第6	議案第96号	財産の取得について（繁殖牛舎）
第7	議案第97号	財産の処分について（繁殖牛舎）
第8	議案第98号	財産の取得について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第9	議案第99号	財産の処分について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第10	議案第100号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第12	議案第102号	市道路線の廃止について
第13	議案第103号	市道路線の認定について
第14	議案第104号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
第15	議案第105号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
第16	議案第106号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
追加第1		野村勝憲議員に対する懲罰の動議
追加第2		閉会中の継続審査について

## 本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第92号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第93号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第94号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第95号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第96号	財産の取得について（繁殖牛舎）
日程第 7	議案第97号	財産の処分について（繁殖牛舎）
日程第 8	議案第98号	財産の取得について（繁殖牛舎、堆肥舎）
日程第 9	議案第99号	財産の処分について（繁殖牛舎、堆肥舎）
日程第 1 0	議案第100号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第102号	市道路線の廃止について
日程第 1 3	議案第103号	市道路線の認定について
日程第 1 4	議案第104号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
日程第 1 5	議案第105号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
日程第 1 6	議案第106号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
追加第 1		野村勝憲議員に対する懲罰の動議
追加第 2		閉会中の継続審査について

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
代表監査委員	福	畑	幸	博
理事兼企画部長	御	田	裕	己
会計管理者	手	洗	雅	行
総務部長	柏	木	藤	司
市民福祉部長	東	佐		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣	利	匡
基盤整備部長	泉	原	孝	則
病院管理室長	青	木	哲	哉
教育委員会事務局長	佐	藤	水	貢
消防長	清		場	一
財政課長	坂	水	順	之
	洞	口	廣	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依
			子	

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（高原邦子）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員でございます。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（高原邦子）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により2番、井端議員、3番、澤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第92号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について  
から

日程第8 議案第95号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

◎議長（高原邦子）

日程第2、議案第92号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第95号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでの4案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら4案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（高原邦子）

前川総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第92号から議案第95号までの4案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。去る6月25日、午前10時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第92号について申し上げます。

本案は、行政区の再編に伴う改正で、神岡町船津中央地区の一部地域を地域活動の実情に合わせ、4つの区域に再編するものです。

質疑では、再編に至るまでの経緯について質問があり、平成27年に船津中央地区が

解散されて以降、各町内で防災等の観点を含め行政区について検討を重ねていただき、今回、12町内、168世帯の方が加入され4区域が再編された、との答弁がありました。

次に、議案第93号について、申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴う改正で、内容は、1点目、市たばこ税の税率を段階的に引き上げること。2点目、加熱式たばこの新たな課税区分を設け、課税方式を段階的に見直すこと。3点目、旧3級品の製造たばこの税率にかかる経過措置について、平成31年9月30日までとすることの3点です。

質疑では、この改正で市税の推移を、どう見込んでいるのかとの質問があり、平成29年度決算見込み本数をもとに、本則課税となった場合を計算すると、約3,500万円の増収となるが、増税による本数の減少も予想され、その影響に左右されるとの答弁がありました。

次に、議案第94号について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴うもので、介護保険の自己負担割合等の判定基準となる合計所得額について、長期または短期譲渡所得にかかる特別控除の額等が勘案されている条項の変更を受け、引用部分の条例を変更するものです。

質疑では、市民への影響について質問があり、土地の収用などにより一時的に所得が増えた方などに対応する措置であり、被保険者の負担軽減につながるとの答弁がありました。

次に、議案第95号について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の改正に伴うもので、扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額を改めるものです。

質疑はありませんでした。

これら4案件について、いずれも討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第92号から議案第95号までの4案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決いたします。

議案第92号から議案第95号までのこれら4案件について、委員長の報告は可決であります。これら4案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、これら4案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第96号 財産の取得について (繁殖牛舎)  
から

日程第10 議案第103号 市道路線の認定について

◎議長 (高原邦子)

日程第6、議案第96号、財産の取得について (繁殖牛舎) から日程第13、議案第103号、市道路線の認定についてまでの8案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら8案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

[産業常任委員長 森要 登壇]

●産業常任委員長 (森要)

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第96号から議案第103号までの8案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る6月25日、午後1時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第96号及び議案第97号について申し上げます。

これら2案件は、岐阜県農畜産公社が畜産担い手育成総合整備事業により、河合町地内に整備した繁殖牛舎を、飛騨市が一旦譲渡を受け取得した後、今年度中に、河合町稲越の畜産農家に譲渡処分するものです。

質疑では、土地所有者について質問があり、今回繁殖牛舎を取得する担い手の父親名義の土地で、31年の賃貸契約を結んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第98号及び議案第99号について申し上げます。

これら2案件は、先に述べた議案96号、議案97号と同様に取得、処分するもので、対象施設は繁殖牛舎と堆肥舎であり、対象者は古川町畦畑の方です。

質疑では、土地の権利関係について質問があり、今回施設を取得する担い手本人名義の土地である、との答弁がありました。

次に、議案第100号について申し上げます。

本案は、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰の駐車場にRVパークを設けるための改正で、施設の設置、利用時間、使用料を定めるものであります。

質疑は、ありませんでした。

次に、議案第101号について申し上げます。

本案は、飛騨市都市公園条例に、百足城跡公園を追加すること、気多公園に隣接する藤園の面積を追加することにより改正するものです。

質疑はありませんでした。

次に、議案第102号及び議案第103号について申し上げます。

これら2案件は、宮川町、市道小豆沢線の起点地番に誤りがあったため、正しく修正するために、当該路線を廃止した上で新たに認定するものです。

質疑では、登記簿上はどうなっているのかとの質問があり、当該路線は、もとは岐阜県の管理道であり、所有者は岐阜県、地目は公衆用道路となっているとの答弁がありました。

これら8案件について、いずれも、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第96号から議案第103号までの8案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第96号から議案第103号までの8案件について、委員長の報告は可決であります。これら8案件は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、これら8案件につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第14 議案第104号 平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）  
から

日程第16 議案第106号 平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算  
（補正第1号）

◎議長（高原邦子）

日程第14、議案第104号、平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）から日程第16、議案第106号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの3案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら3案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過、及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第104号から議案第106号までの3案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結して、採決を行います。

議案第104号から議案第106号までの3案件については、一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

ご異議なしと認め、これより一括採決を行います。議案第104号から議案第106号までの3案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よって、これら3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって議案第104号から議案第106号までの3案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、

◆追加第1 野村勝憲議員に対する懲罰の動議

○5番(森要)

野村勝憲議員に対する懲罰動議を発議者2名に添えて、次の理由により野村勝憲議員に対する懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

◆休憩

◎議長(高原邦子)

暫時休憩いたします。

( 休憩 午前10時15分 再開 午後10時18分 )

◆再開

◎議長(高原邦子)

休憩を解き、会議を再開いたします。賛成とする議員がおられますので、野村勝憲議員に対する懲罰動議については、成立いたしました。



◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前10時18分 再開 午後12時05分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま森要議員ほか1人から会議規則第160条第1項の規定により野村勝憲議員に対する懲罰の動議が提出されました。この際、本動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることについて採決をいたします。この採決は、起立によって行います。本動議を日程に追加し、追加日程1として、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

◎議長（高原邦子）

起立多数であります。よって本動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決しました。追加日程第1、野村勝憲議員に対する懲罰の件を議題といたします。この際、地方自治法第117条の規定により、野村勝憲議員の退場を求めます。

（野村勝憲議員 退場）

◎議長（高原邦子）

提出者の説明を求めます。

5番、森要議員。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

野村勝憲議員に対する懲罰動議の主旨説明をさせていただきます。理由でございます、大きく3点ございます。1つは、他の議員に対する暴言をおこなったこと。2つ目は、事実無根の発言をおこなったこと。3番、個人の私生活にわたる言論をおこなったこと、でございます。詳しく説明をさせていただきます。

1つの、他の議員に対する暴言をおこなったこと。去る6月27日の予算特別委員会において、飛騨市議会会議規則、以下会議規則といたします。第55条によって禁じられている議題外発言であることを指摘しようとした高原邦子議員に対し、「自分の都合だけで・・・」あとたくさんありますので。「議長だからといって発言してはだめです」などの暴言ともとれる発言を行いました。これはケーブルテレビを通じて市内に生中継されており、動かしがたい事実であります。

さらに会議終了を宣告された直後委員会室において、同議員に対し、「裁判にかけるぞ」などと脅迫する発言をおこないました。これは、私を含め、同室内にいた複数の議員によって確認されています。これらの発言は、地方自治法、以下、法と言います。第132条、

品位の保持が定める、「議員が無礼な言葉を使用し、又は、他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」こと、および会議規則第151条、品位の尊重でございますが、「議員は議会の品位を重んじなければならない。」との規定に違反する行為であることは、明白です。

飛騨市議会基本条例第4条、議員の責務及び活動原則、第4号では「議員は、議会が合議機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極に行うこと」と定められ、議員の自由討議の発言を阻害するものであります。

2番、事実無根の発言をおこなったこと。これは、去る6月27日の予算特別委員会において、突如議題とされていない件についての発言をはじめ、その中で至学館大学が飛騨市内でおこなう予定の公演について、山本幸一前飛騨市教育長、この山本幸一前教育長については、名前を発することについては了解を得ております。山本幸一前飛騨市教育長が担当課に後援を依頼したという発言をしました。この発言について山本氏から6月28日付けで議長及び予算特別委員長宛に文書が提出され、そのような依頼をした事実はない旨の申し立てが行われました。このことからこの発言は議題外及びその範囲を超えた発言を禁じた会議規則第116条に違反していることに加え、事実無根であると考えることができ、議員は議会の品位を重んじなければならないとする会議規則第151条に違反していることは明白であります。

3番、個人の私生活にわたる言論をおこなったこと。去る6月27日の予算特別委員会において、懲戒免職処分を受けた元職員に関し、執行部から個人の氏名は一切発表していない旨の説明があるにもかかわらず、個人の特定につながるような発言を繰り返しました。法第132条は、議員は・・・あといろいろ書いてありますが、「議員は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と定めており、非行をおこなった元職員に関することであるにしても、公の問題を論じていてもそれが職務上必要な限度を超えて、個人の問題に入ってはいけないとする最高裁判所、昭和27年12月4日の判例を踏まえるとこれらの発言は同法に違反しています。加えて、退職し一市民となっている元議員の私生活にわたる発言を行いました。このことは、議員のプライバシー意識が欠落していることを示すものであり、会議規則第151条に定める「品位の尊重」を妨げるものであると言わざるをえません。

また、私がこのこの3番の予定でしたが、私が休憩中で、別室で紅茶を飲んでおりましたら、その野村議員が入ってきました、私に対して本当に脅迫とするようなことを申し上げられました。そして、「味処について徹底的にやるよ。9月の議会でやるよ。どこからその資材は仕入れているんや」とか私は「そんなことはいまここでは話さないのもっとあとからやりますから」と言ったのにもかかわらず、ここでも「裁判にかける。」私は事故を起こしまして、非常にここを骨折しております。私は別室の皆さんのところへ逃げていこうとしたら、制止しまして、ここをあてまして、非常に危機感を覚えました。こういう脅迫ともとれることをされたのも、きょう、いま、いまの事実でございます。このこ

とから、私は野村勝憲議員に対する懲罰動議を提出したわけでございます。

以上で終わります。

◎議長（高原邦子）

以上で提出者の説明を終わります。これより提出者の説明に対する質疑をおこないます。質疑はありませんか。

○10番（洞口和彦）

協議の前にですね、ただいまの懲罰動議、それから山本幸一氏から送られた文書についてですね、コピーをできたら配付願えないでしょうか。

◎議長（高原邦子）

洞口議員、ちょっとそれはできません。

○5番（森要）

私の質疑でするので、私はそんなコピーは持っておりませんし、ですから私が提出するようなこと、できないというようなことを申し上げようかと思ったところです。

◎議長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（発言するものなし）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

#### ◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後0時05分 再開 午後0時23分）

#### ◆再開

◎議長（高原邦子）

ここで野村議員から本件について、一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。お諮りいたします。この際、これを許すことにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、野村議員の一身上の弁明を許可することを決しました。野村議員の入場を許可いたします。

（野村勝憲議員 入場）

◎議長（高原邦子）

野村議員に一身上の弁明を許可いたします。

○11番（野村勝憲）

11番、野村です。ただいまですね、動議が出されております事案についてですけども、ひとつひとつ私としてはですね、弁明をさせていただきます。

まず1点目のですね、件ですけども、この件につきましてはですね、じつはちょっと長くなるかもしれませんが、高原議員が県議選に出られました。3年ほど前の春ですけども、このときですね、私は高原議員の陣営でですね、飛騨市議会の中で、とくに古川地区では私ひとりが応援をいたしました。必死になって一カ月間がんばりました。そして残念ながら落選されました。その後ですね、高原議員はですね、落選されたあと、当然ですね、市議選にむけてがんばっておられたと思いますけれども、要はそのことからですね、問題は発端なんですよ。じつは終わったあとですね、私の、夜ですよ。夜、本人がいらっしやるので、いらっしやるので。

◎議長（高原邦子）

野村議員。野村議員。

○11番（野村勝憲）

はい。

◎議長（高原邦子）

プライベートな話題など、そういったことは認めませんので、よろしくお願ひいたします。

○11番（野村勝憲）

そうしないと、これ、これを言わないと市民の方、何で野村そんなことでやられているんだということになるわけでしょう。弁明というのはそういうものじゃありませんか。ましてや議長ですよ。議長ですよ、あなたは。あなたに関わっていることで、裁判云々。裁判じゃないんですよ。支持者から訴訟の話が出たので、そういうことを披露しただけで。それで具体的に申しますと、じつは、終わったあと、夜10時、夜10時。

◎議長（高原邦子）

私生活のことはやめてください。

○11番（野村勝憲）

あなたにとっては私生活かもしれませんが、私にとってはたいへんなことなんですよ、これ。私にとってはたいへんな出来事なんですよ。それをあなたのほうから発信されているわけだから。それが弁明でしょう。弁明ではないですか。

◎議長（高原邦子）

野村議員に再度申し上げます。

○11番（野村勝憲）

そしたら何も弁明できないじゃないですか。

○9番（中嶋国則）

いま野村議員から弁明の申し出がありますけれども、それについては予算委員会で発

言されたことのみ限定をするべきだと思いますが、そのようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○11番（野村勝憲）

予算委員会のみというのはおかしいですよ。だって1項目から森議員は2項目、3項目さらに4項目まで付け足して言っているわけでしょう。付け足して。それに弁明する。1つ1つ、弁明するのが私に与えられた当然の機会じゃありませんか。となると、議員はもう一般質問も予算委員会も発信するなということですか。市民は見ていますよ。市民は。真実は何だということ、いま見ていらっしゃるわけですよ。そこを究明するには、私の感じたことと、事実あったことを述べないと。違います、いかがですか。間違っています。よろしいです。ということで、

◎議長（高原邦子）

野村議員、野村議員。

○11番（野村勝憲）

ちょっとまってください。自分にとって不利になることになる。いま明らかにしておかないと、テレビにうつっているわけですから。テレビで市民の方が「なんなんや、そんなことがあったのか」と「それはたいへんなことだ」とそういうことで話は進めないと私ひとりが悪者になっちゃうでしょう。弁明というのは、そういうもんじゃありませんか。違います、議長、あなたに関わるから、自分に不利になるからと、別に事実を申し上げているんですよ、事実を、私は。夜10時過ぎに1時間も1時間半も。

◎議長（高原邦子）

野村議員、再度申し上げます。退場願います。退場願います。ルールを守っていただきたい。野村議員、ルールを守っていただきたい。野村議員。退場願います。退場させてください。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後0時28分 再開 午後0時29分 ）

◆再開、休憩

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。この際、暫時休憩とし、再開を午後1時半といたします。

（ 休憩 午後0時29分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。野村議員、除斥をお願いいたします。

（野村勝憲議員 退場）

◎議長（高原邦子）

懲罰動議については、その提出とともに委員会条例第7条の規定により懲罰委員会が設置されました。また会議規則第161条の規定により委員会付託を省略して、議決することができないこととなっております。よって本動議を懲罰特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

異議なしと認めます。なおお諮りいたします。懲罰委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により、7人になっております。懲罰特別委員に、

◆休憩

◎議長（高原邦子）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後1時35分 再開 午後1時37分）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

懲罰特別委員には、2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、5番、森要議員、6番、中村健吉議員、7番、徳島純次議員、8番、前川文博議員、9番、中嶋国則議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

異議なしと認めます。よって懲罰特別委員に2番、井端浩二議員、4番、住田清美議員、5番、森要議員、6番、中村健吉議員、7番、徳島純次議員、8番、前川文博議員、9番、中嶋国則議員を選任することに決しました。

この後、休憩に入りますので、ただちに懲罰特別委員会を開催し、委員長、副委員長を選任され、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。再開は委員長及び副委員長の決定次第といたします。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

それでは、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後1時40分 再開 午後2時10分）

◆再開

休憩を解き、会議を再開いたします。

懲罰特別委員会より委員長、副委員長の報告がありました。懲罰特別委員長には、8番、前川文博議員、同副委員長には、6番、中村健吉議員。以上、報告いたします。

懲罰特別委員会から委員会において、審査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認め、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第2 閉会中の継続審査について

◎議長（高原邦子）

追加日程第2、閉会中の継続審査についてを議題といたします。お諮りいたします。閉会中の継続審査の申し出については、お手元に配付しました申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって申出書のとおり許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時12分 再開 午後2時13分）

（野村勝憲議員 入場）

◆再開

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆閉会

◎議長（高原邦子）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで副市長より発言の申し出がありませんので、これを許可いたします。

〔副市長 湯之下明宏 登壇〕

△副市長（湯之下明宏）

都竹市長が公務のためやむなく欠席をさせていただいております。発言のお許しをいただきましたので、私のほうから定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今議会では、19日間にわたりまして、一般会計、企業会計の補正予算、条例改正など多数の案件につきまして、慎重なる審議をいただき、すべての議案につきまして御決定をいただきまして、ありがとうございました。本会議、ならびに各委員会を通じまして、議員の皆様方からいただきましたご意見、ご指摘につきましては、しっかりと受け止めさせていただき、今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じております。また各種の答弁におきまして申し上げた事項につきましても、進捗管理をはかり、実施にむけて取り組んでまいりたいと思います。最後にこのたびの職員の非違行為につきまして、あらためて深くお詫びを申し上げますとともに、損なった市の信頼を回復すべく服務規律、法令順守の徹底をはかり、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔副市長 湯之下明宏 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で湯之下副市長の発言を終わります。

閉会にあたり、一言、御礼申し上げます。皆様には本当に不慣れな議長でいろいろ不手際、いろんなことが今議会ありました。一生懸命精進してまいりますので、何とぞお許しいただきたいなと思っております。

私は、約束ごとを守りながら、議会の規則、そういったものを見ながらまた議事運営をはかっていきたいなと思っております。議員の皆さんのご協力を何とぞよろしく願いいたします。

それでは本日の会議を閉じ、6月11日から19日間にわたりました平成30年第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

（ 閉会 午後2時15分 ）



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 高原邦子

飛騨市議会議員（2番） 井端浩二

飛騨市議会議員（3番） 澤史朗